

松江歴史館所蔵の画像貸出について

松江歴史館が所蔵する画像を貸し出すことができます。貸出を希望される場合には、下記の点をご留意の上、申請してください。

(1) 申請の前に

松江歴史館学芸係へ画像の有無について問合せの上、別紙（[特別利用申請書〔Word形式〕](#)）により申請してください。「[記入例](#)」を参考に記入してください。

なお、資料・作品が松江歴史館所蔵でない場合には、その資料の所蔵者の使用許可（様式自由）の写しを添付してください。個人所蔵の資料についてはご相談ください。

画像の使用料については、使用目的が公益上の理由その他特別の理由がある場合は減免対象となりえますのでお問合せください。

(2) 申請書提出

下記の3点を松江歴史館にご提出ください。

① [特別利用申請書](#)

② 企画書など掲載目的の内容がわかるもの

③ 返送用封筒（[110円分の切手](#)を貼ったもの ※2024年10月1日差出分より料金改定）

※「特別利用料減免申請書」は当館とご相談の上、ご申請ください。

※原則、利用料の納入を当館が確認した後、画像をメールにて送付します。

【提出方法】

①、②はメールで提出してください。

※提出先メールアドレスは学芸係への電話での事前問合せの際にお伝えします。

③は郵送してください。

(3) クレジット

使用にあたっては、資料の所蔵者あるいは写真資料提供者として当館名「松江歴史館」を明示してください。

(4) 再利用、転載について

使用目的以外に転用することはできません。再利用、転載の場合は、改めて同様の書式でご申請ください。ただし、テレビ番組などの再放送は改めての申請は不要です。

またデジタルデータの使用後は、必ずデータを破棄してください。

(5) 成果物

画像を使用した成果物を1部ご寄贈ください。

(6) 利用料の支払いについて

当館から郵送する「納入通知書」を指定金融機関の窓口へ提出の上、記載された金額を窓口にてお支払いください。振込払には対応していません。

【連絡先】松江歴史館学芸係

〒690-0887 島根県松江市殿町279番地 TEL:0852-55-5511、FAX:0852-32-1611